

国住指第2040号

平成19年8月28日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ウォータースライドの事故防止について

去る8月25日、茨城県鉾田市内のプールに設置されたウォータースライドにおいて、滑走面のコーティングの破損箇所を利用者が左腕を挟まれ負傷する事故が発生したことは誠に遺憾である（別添参照）。

現在、この事故については、関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、滑走面のコーティングの破損が原因と見られるところである。

については、同様の事故の再発を防止するため、同種の施設について始業点検等による日常点検を行い目視及び触診により滑走面のコーティングに今回の事故のような危害の生じるおそれのある甚だしい劣化がないことを確かめること等、滑走面の安全確認が行われるよう、施設の所有者等に周知されたい。

また、ウォータースライドについては、「ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設」として建築基準法の適用を受けるものであるが、鉾田市内の施設は本年初めて建築基準法第12条第3項の検査が実施されたが昨年まで同検査は実施されておらず、「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」（平成19年5月23日付国住指第989号。以下「緊急点検通知」という。）により依頼した緊急点検の報告もされていなかったところである。

については、管内のウォータースライドについて、建築基準法の適用を改めて徹底するとともに、緊急点検通知に基づく報告がされていないものがないか調査し、該当する施設を把握した場合には、当該施設の所有者等並びに当該施設の管理者である都道府県知事及び市町村長等に対して速やかに緊急点検の結果を報告するよう求める等、緊急点検通知に基づく必要な措置を講じ、その報告を取りまとめ次第、別紙様式により当職にその結果を報告されたい。

なお、ウォータースライド以外の遊戯施設についても、念のため、建築基準法の適用及び緊急点検通知に基づく報告等の徹底を併せてお願いする。

貴都道府県内の特定行政庁にも、この旨ご周知いただくようお願いする。